

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、T B T 協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。〕

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則 の一部改正について

下記のとおり、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号）の一部を改正する予定ですのでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮ください。）。

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する件

2. 対象項目

家庭用品

3. 趣旨

トリス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト及びビス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物の基準を改正するもの。

4. 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

5. 意見提出先

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室安全基準係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号 03-5253-1111 内線 2424、2423

FAX 番号 03-3593-8913

6. 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間